

第 52 号議案

豊後大野市営住宅条例及び豊後大野市体育施設条例の一部改正について

豊後大野市営住宅条例及び豊後大野市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 6 月 20 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

新たに市道を認定するため分筆の登記をしたことに伴い、市営朝地住宅及び朝地体育館の位置を変更する必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市営住宅条例及び豊後大野市体育施設条例の一部を改正する条例

(豊後大野市営住宅条例の一部改正)

第1条 豊後大野市営住宅条例(平成19年豊後大野市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表市営朝地住宅の項中「豊後大野市朝地町朝地930番地」を「豊後大野市朝地町朝地932番地11ほか」に改める。

(豊後大野市体育施設条例の一部改正)

第2条 豊後大野市体育施設条例(平成17年豊後大野市条例第122号)の一部を次のように改正する。

別表第1朝地体育館の項中「豊後大野市朝地町朝地927番地」を「豊後大野市朝地町朝地932番地3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。